

○射水市大門コミュニティセントリー条例施行規則

平成17年11月1日

規則第115号

改正 平成26年9月30日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市大門コミュニティセントリー条例(平成17年射水市条例第175号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の制限)

第2条 大門コミュニティセントリー(以下「セントリー」という。)の使用期間は、一日を超え、又は定期に日時を指定して使用することはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(セントリーの使用料)

第3条 セントリーの利用者は、条例第8条の規定に定める金額のコミュニティセントリー利用券を購入しなければならない。

(利用者の義務)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 施設、器具等の現状を変更しないこと。
- (3) 特別の施設を設けないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に指示したこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第5条 条例第10条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセントリーの管理を行わせる場合における第2条及び第4条の規定の適用については、第2条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるとき」とあるのは「指定管理者が特別の理由があると認め、市長の承認を受けたとき」と、第4条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第6条 前条の場合における第3条の規定の適用については、第3条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第8条」とあるのは「条例第13条第2項」と読

み替えるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大門町コミュニティセンター設置条例施行規則(昭和62年大門町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年9月30日規則第34号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。